

研究助成事業に関する運用内規

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2019年 3月 21日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の研究推進事業に関する規程に基づき、この運用内規を定める。

第2条 本会は、会員から研究者候補及び研究課題を、または、本会理事により推挙され、業務執行理事会で承認された研究課題について研究者候補を、本会学会誌等で公募する。

第3条 研究助成事業への応募資格は、本会正会員及び名誉会員の個人またはグループとする。

第4条 研究助成事業は、研究期間、助成金額によって以下の3種とする。

- (1) 個人又はグループによる、研究期間を1年以内、助成金額100万円を限度とするもの
- (2) 個人又はグループによる、研究期間を1年以上2年以内、助成金額150万円を限度とするもの
- (3) 若手研究者による、研究期間を1年以内、助成金額30万円を限度とするもの

第5条 研究助成審査委員会（以下「委員会」という。）は、研究者候補及び研究課題等について審査を行い、応募締切後3ヶ月程度で内定し、理事長に報告する。

- 2 研究者候補及び研究課題等の審査は、申請書類に基づき行う。
- 3 委員会による審査は5名以上の委員の協議により行う。
- 4 委員会の審議内容は、他に口外してはならない。

第6条 理事長は、前条の委員会からの報告を業務執行理事会に諮問し、その承認を得て、研究者及び研究課題等を決定する。

第7条 前条で決定した研究者（以下「研究者」という）及び研究課題等は学会誌等で公表する。

- 2 研究者は研究成果についての報告書を理事長に提出する。
- 3 理事長は前項の報告書を学会ホームページ等に掲載する。
- 4 研究者は研究成果を本会大会にて本会が指定する形式で発表する。その際には、本助成を受けた研究であることを明記する。
- 5 研究者は少なくとも助成を受けた後5年間は本会会員でなければならない。

第8条 研究助成事業の対象となった研究が、何らかの事情で遂行が困難になった場合は、研究者は、速やかにその旨を研究推進事業委員会に届け出なければならない。この場合、本会は研究助成期間の延長や中止、助成金の返還請求を行うなどの措置をとることがある。

第9条 研究助成事業をめぐる当事者の権利義務関係（具体的助成金額、著作権、その他の義務等）については、本運用内規に定めるほか、個別に取り交わす契約書の定めるところによる。

第10条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の審議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この運用内規は2009年 4月 11日より発効する。

附 則

- 1 この運用内規は2012年 4月 15日より発効する。

附 則

- 1 この運用内規は2016年 3月 27日より発効する。

附 則

- 1 この運用内規は2019年 3月 21日より発効する。